

日バス協技 3 5 2 号

平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会 長 三 澤 憲 一

平成 2 9 年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

平素より、当協会の活動に格別なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省自動車局長から、別添 1 のとおり安全総点検の実施要綱及び実施計画を定めた旨の通知がありました。

つきましては、本件に関する地方運輸局及び運輸支局からの総点検に係る指示に従って実施していただくよう、貴協会の会員事業者へ周知徹底方お願い致します。

なお、参考として、別添 2 ～ 4 のとおり日本バス協会作成の各種マニュアルを添付致しますので安全総点検実施にあたってご活用いただきますようお願いいたします。

担当：技術安全部（山川・村山）

電話：03-3216-4015

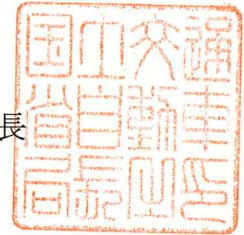




国自安第144号の4
平成29年11月10日

(公社) 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



平成29年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

標記について、別添のとおり平成29年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱及び実施計画を定めました。

つきましては、貴協会におかれましても、本安全総点検の趣旨を踏まえ、傘下会員等に対し周知徹底を図り、総点検の実施による自動車輸送の安全の確保に万全を期するようお願いいたします。



平成29年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画

平成29年11月10日
自動車局

「平成29年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）に基づき、輸送機関等に入流・物流が集中する年末年始に臨み、各自動車運送事業者等について、自主点検等を通じた安全性の向上を図るとともに、輸送安全等に対する意識の高揚を図るため、年末年始の輸送等に関する安全総点検を次のとおり実施するものとする。

昨年の軽井沢スキーバス事故の発生を踏まえた貸切バスに係る総合的な安全対策を引き続き着実に推進する必要があるほか、本年は、大型トラックのスペアタイヤ落下に起因する死亡事故や走行中のバス火災事故、大型バス等の運転者に係る健康起因事故など、自動車運送事業者の早急かつ適切な対応が求められる事故が相次いでいる。そこで、実施要綱で示されている全省共通の重点点検事項及び自動車交通関係点検事項に加え、自動車交通における輸送の安全に関するこれらの状況等を勘案して、自動車局重点点検事項を設定し、全省共通重点点検事項と併せて重点的に総点検を実施する。

1. 期間

平成29年12月10日（日）～平成30年1月10日（水）

2. 点検事項

（1）自動車局重点点検事項（※は全省共通重点点検事項）

- ① 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- ② 健康管理体制の状況（※）
- ③ 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況（※）
- ④ 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況
- ⑤ 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況

（2）自動車交通関係点検事項（※は全省共通重点点検事項）

- ① 点呼の実施、運転者に対する指導監督（※）の実施状況
- ② コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- ③ バスターミナル及び自動車道の保守点検の実施状況
- ④ 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況（※）
- ⑤ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況（※）

(4) 地方運輸局等による街頭検査等

- ① 街頭車両検査等については、独立行政法人自動車技術総合機構、関係行政機関等と調整の上実施し、必要な指導及び処分を行うものとする。
- ② 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する街頭監査を実施し、特に、一般貸切旅客自動車運送事業者における夜間の運行及び訪日外国人観光客の輸送について、乗客の安全確保状況等を確認するものとする。

(5) 本省による事業者における点検実施状況の点検

本省自動車局は、必要に応じて地方運輸局等と調整の上、点検対象事業者を選定し、総点検の実施状況を点検するものとし、この場合の点検方法は「3 (3) ①、②、③」と同様とする。

(6) 地方運輸局等における自己点検

地方運輸局等においては、自ら、自然災害・事故・事件等発生時における連絡体制その他安全に関する業務の体制について点検を実施するとともに、本省自動車局は、必要に応じて地方運輸局等における点検について指導するものとする。

4. 本省への報告

地方運輸局等（運輸支局を除く。）は、事業者からの報告をまとめ、総点検の結果及びこれらに対する所見、総点検期間中における事故等の発生状況並びに総点検の実施を通じて得た安全確保のための意見等について、平成30年2月13日（火）までに様式3により、本省自動車局安全政策課長、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理官あてにそれぞれ報告するものとする（期限厳守）。

5. その他

(1) 実施期間外の安全総点検の実施

- ① 地方運輸局等は、各地域の実情を勘案して実施期間外に安全総点検を実施する必要があると判断した場合には、本実施計画を準用して実施できるものとする。
- ② 地方運輸局等は、①による総点検を実施する場合には、事前にその旨を本省自動車局安全政策課、総合政策局総務課交通安全対策室及び大臣官房危機管理官の各担当者まで連絡するものとする。

(2) 点検概要の公表

地方運輸局等は、総点検の結果の概要について、ホームページへの掲載等により、公開に努めるものとする。

平成２９年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画

平成２９年１１月１０日

自 動 車 局

「平成２９年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）に基づき、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始に臨み、各自動車運送事業者等について、自主点検等を通じた安全性の向上を図るとともに、輸送安全等に対する意識の高揚を図るため、年末年始の輸送等に関する安全総点検を次のとおり実施するものとする。

昨年の軽井沢スキーバス事故の発生を踏まえた貸切バスに係る総合的な安全対策を引き続き着実に推進する必要があるほか、本年は、大型トラックのスペアタイヤ落下に起因する死亡事故や走行中のバス火災事故、大型バス等の運転者に係る健康起因事故など、自動車運送事業者の早急かつ適切な対応が求められる事故が相次いでいる。そこで、実施要綱で示されている全省共通の重点点検事項及び自動車交通関係点検事項に加え、自動車交通における輸送の安全に関するこれらの状況等を勘案して、自動車局重点点検事項を設定し、全省共通重点点検事項と併せて重点的に総点検を実施する。

１．期間

平成２９年１２月１０日（日）～平成３０年１月１０日（水）

２．点検事項

（１）自動車局重点点検事項（※は全省共通重点点検事項）

- ① 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- ② 健康管理体制の状況（※）
- ③ 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況（※）
- ④ 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況
- ⑤ 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況

（２）自動車交通関係点検事項（※は全省共通重点点検事項）

- ① 点呼の実施、運転者に対する指導監督（※）の実施状況
- ② コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- ③ バスターミナル及び自動車道の保守点検の実施状況
- ④ 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況（※）
- ⑤ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況（※）

⑥ 新型インフルエンザ等対策の実施状況（※）

3. 実施にあたっての留意事項

（１）実施細目の決定

総点検の実施にあたっては、本実施計画及び別紙の安全総点検実施項目に基づき各地域の実情を勘案して、地方運輸局、神戸運輸監理部、沖縄総合事務局及び運輸支局（以下、「地方運輸局等」という。）において実施細目を定めるものとする。

（２）事業者への指示事項

事業者に対しては、期間及び点検実施項目を示し、安全総点検を実施するよう指導することとし、その際、次の事項を指示するものとする。また、特に新規参入事業者、関係団体未加入事業者等において、総点検の趣旨を理解していない事業者も多いことから、研修や講習会、監査、適正化事業実施機関の巡回指導等の機会を通じて、事業者には総点検の趣旨や重要性について周知徹底を図るとともに、貸切バス事業者に対しては運行管理制度等の改正や行政処分基準、運行管理者資格者証の返納命令基準が強化されたことについても引き続き周知するものとする。

- ① 総点検は、経営トップを総点検最高責任者とし、事前に十分な計画を定めて実施すること。また、経営トップを含む幹部においては、総点検で確認された現場の状況を把握し、対応・措置の不備や不適切な取扱い等があった場合には、早期に適切な措置を行うこと。
- ② 重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。
- ③ 総点検の結果を所管地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）あてに報告すること。（様式１）

（３）地方運輸局等による事業者における点検事項実施状況の点検（様式２）

- ① 地方運輸局等による点検事項実施状況の点検のための立入検査（以下、「立入検査」という。）については、事業者等への影響や総点検全体の効率的かつ効果的な実施を勘案した上で行うものとする。

なお、特に繁忙が著しい貨物事業者については、立入検査の実施時期を総点検実施期間に限らず前倒しする等、地方運輸局等において適宜実施するものとする。
- ② 立入検査の実施にあたっては、重点点検事項を踏まえ、点検対象事業者を絞り込むことにより、徹底した点検を行うものとする。
- ③ 事業者の本社のほか、現場機関も訪問するなどにより、全社的な総点検実施状況を把握するものとする。
- ④ 「２．点検事項」に掲げる項目は最低限点検し、業態ごとの特徴を踏まえた更なる点検を行うよう努めるものとする。

(4) 地方運輸局等による街頭検査等

- ① 街頭車両検査等については、独立行政法人自動車技術総合機構、関係行政機関等と調整の上実施し、必要な指導及び処分を行うものとする。
- ② 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する街頭監査を実施し、特に、一般貸切旅客自動車運送事業者における夜間の運行及び訪日外国人観光客の輸送について、乗客の安全確保状況等を確認するものとする。

(5) 本省による事業者における点検実施状況の点検

本省自動車局は、必要に応じて地方運輸局等と調整の上、点検対象事業者を選定し、総点検の実施状況を点検するものとし、この場合の点検方法は「3(3)①、②、③」と同様とする。

(6) 地方運輸局等における自己点検

地方運輸局等においては、自ら、自然災害・事故・事件等発生時における連絡体制その他安全に関する業務の体制について点検を実施するとともに、本省自動車局は、必要に応じて地方運輸局等における点検について指導するものとする。

4. 本省への報告

地方運輸局等（運輸支局を除く。）は、事業者からの報告をまとめ、総点検の結果及びこれらに対する所見、総点検期間中における事故等の発生状況並びに総点検の実施を通じて得た安全確保のための意見等について、平成30年2月13日（火）までに様式3により、本省自動車局安全政策課長、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理官あてにそれぞれ報告するものとする（期限厳守）。

5. その他

(1) 実施期間外の安全総点検の実施

- ① 地方運輸局等は、各地域の実情を勘案して実施期間外に安全総点検を実施する必要があると判断した場合には、本実施計画を準用して実施できるものとする。
- ② 地方運輸局等は、①による総点検を実施する場合には、事前にその旨を本省自動車局安全政策課、総合政策局総務課交通安全対策室及び大臣官房危機管理官の各担当者まで連絡するものとする。

(2) 点検概要の公表

地方運輸局等は、総点検の結果の概要について、ホームページへの掲載等により、公開に努めるものとする。

平成29年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱

～事故防止等に関する安全点検及びテロ対策等の点検～

国 土 交 通 省

平成29年10月6日

第1 目的

日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保は不可欠であるが、特に大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想される。

昨年1月に軽井沢スキーバス事故が発生し、当該事故を踏まえた再発防止策として同年6月に取りまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた事項について、実施可能なものから速やかに実施しているところである。また、これまでに発生した事故等に対しては、事業者への指導強化などの安全施策の取組を実施し、事故等の再発防止を推進しているところである。さらに、陸・海・空にわたる輸送機関等における安全確保及び事故防止の徹底を図るためには、これらに加えて、事業者における自主的な安全への取組を強化することが引き続き重要であることから、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を実施し、安全意識を向上させる必要がある。

また、I S I Lに影響を受けたとされるテロがイギリス、フランス、ベルギーなど各地で発生し、多数の犠牲者が出ている。さらに、昨年のバングラデシュ・ダッカ襲撃事案を始め、現実に我が国の権益や邦人がテロの標的となる事案が発生しており、国際的なテロの脅威は依然として深刻である。こうしたテロの脅威が高まる中で、我が国においては、平成31年にはラグビーワールドカップ、平成32年にはオリンピック・パラリンピック東京大会等の国際イベントの開催を控えており、テロ対策の実施状況についても、併せて点検を実施し万全を期する必要がある。さらに、新型インフルエンザ対策については、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、同年6月に政府及び当省の行動計画が改定されたところであり（当省の行動計画は、平成27年3月にも形式的に改定）、運送事業者を含む事業者等は、対策の着実な実施に努める必要がある。

このため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」（以下「総点検」という。）を

実施する。

第2 期間

平成29年12月10日(日)～平成30年1月10日(水)

第3 重点点検事項

今年度の総点検においては、以下の4つの点検に特に留意する。

- 安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制）の実施状況
- 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- 新型インフルエンザ対策の実施状況

第4 輸送等機関別の点検事項

1 鉄軌道交通関係（索道含む）

- （1）安全管理（乗務員に対する指導監督体制、施設・車両の保守管理体制）の実施状況
- （2）施設・車両の保守及び整備（実施基準等の遵守）の実施状況
- （3）地震、津波、風水害等の対策設備並びに事故、災害等の発生時における旅客の避難誘導及び情報提供体制等の整備状況
- （4）プラットフォームにおける人身障害事故防止対策の実施状況（ホームにおける安全確認及び必要に応じた声かけ、車内放送等による旅客への注意喚起等の実施状況及び安全設備の状況）
- （5）「鉄道テロへの対応ガイドライン」を踏まえた、防犯カメラによる監視、駅構内及び沿線の重要施設（運転指令所・車両基地等）等の巡回等の実施状況、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況、テロ発生を想定した訓練の実施状況
- （6）新型インフルエンザ対策の実施状況

2 自動車交通関係

- （1）軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- （2）運行管理（飲酒運転・過労運転、健康起因事故の防止、点呼の実施、運転者に対する指導監督）及び整備管理（車両の日常点検整備、定期点検整備等）の実施

状況

- (3) コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- (4) バスターミナル、自動車道及び一般トラックターミナルの保守点検の実施状況
- (5) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- (6) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- (7) 新型インフルエンザ対策の実施状況

3 海上交通関係

- (1) 法令及び安全管理規程（特に運航基準、乗組員の健康状態及び過労状態の把握）の確実な遵守状況
- (2) 安全に関する設備の確実な備付け及び旅客・乗組員・貨物に関する安全対策の実施状況（特に火災対策（消火器等の点検、避難誘導訓練の実施。））
- (3) 旅客船等のターミナル、港湾施設等の保守点検の実施状況
- (4) テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況（注：外航船の場合、テロには海賊行為を含む）
- (5) 新型インフルエンザ対策の実施状況
- (6) 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況

4 航空交通関係

- (1) 自然災害、事故等発生時の通報・連絡・指示を含む処理体制の整備状況
- (2) 航空機の整備及び運航管理（航空機乗組員の健康状態の確認、危険物輸送の管理を含む）の実施状況
- (3) 空港（重要空港関連施設を含む）警備の実施及び航空機の保安対策の実施等によるハイジャック等テロ防止体制の整備状況
- (4) ターミナル、空港施設、航空保安設備等の保守点検の実施状況
- (5) ハイジャック・テロ等の発生を想定した訓練の実施状況
- (6) 新型インフルエンザ対策の実施状況
- (7) サイバーセキュリティ確保のための取組状況

5 利用運送業関係

- (1) 危険物輸送を管理するための体制整備状況

(2) テロ防止のための警戒体制の整備状況並びにテロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況

(3) 新型インフルエンザ対策の実施状況

6 気象業務関係

(1) 交通障害を生じる恐れのある時の気象・地震情報等の迅速・確実な情報伝達方法の整備状況

(2) テロ発生時等の緊急時における連絡体制の整備状況

(3) 職場における新型インフルエンザ対策の実施状況

第5 実施要領

1 本省関係局等においては、実施要綱に基づき実施計画（事故防止等に関する安全点検並びにテロ対策及び新型インフルエンザ対策の点検を併記するが、可能な限り区分する）を定め、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理官に提出するとともに、地方支分部局に対し総点検の実施方法等を指示するほか、各関係事業者団体等に対し総点検の指導を行うものとする。

2 実施計画を定めるに当たっては、事業者等による自主点検の実施率を向上させる観点から点検項目は必要最小限とするものとする。

3 地方支分部局においては、実施計画に基づき、各地方の実情を勘案して実施細目を定めるとともに、自らの安全に関する業務の体制について総点検を実施するものとする。

なお、所管の事業者等がある場合には、当該者に対して点検方法等の指示を行い、点検状況についての報告徴収を行うとともに、例えば、自主点検項目に関する事業者からの意見等、必要に応じて追加ヒアリング等を行うものとする。

4 立入検査の実施に当たっては、事業者等への影響や総点検全体の効率的かつ効果的な実施を勘案した上で行うものとする。

なお、特に繁忙が著しい貨物事業者等については、立入の実施時期を総点検実施期間に限らず前倒しする等、関係局等において適宜実施するものとする。

5 本省関係局等及び地方支分部局においては、事業者団体等に対して安全点検等のための通達を発出している場合には、実施計画又は実施細目を定めるに当たり、当該通達の実施状況を点検項目に反映させるなど、より効果的な自主点検が実施されるよう配慮するものとする。

6 本省関係局及び地方支分部局においては、自主点検の実施事業者数を増加させるため、所要の方策を立てるものとする。

特に、零細事業者等における自主点検の実施率を向上させる観点から、零細事業者等が実施すべき点検項目については、他の事業者が実施する点検項目とは別に簡略化されたものを使用する等、関係局等において、適宜実施することができるものとする。

また、事業者団体に加入していない事業者に対しては、例えば、研修や講習会の場を活用して自主点検の実施依頼を行うなど、可能な限り多くの事業者に対して自主点検の呼びかけを行うよう努めるものとする。

7 総点検は、関係行政機関との密接な連絡のもとに、その協力を得て実施するものとする。

8 地方支分部局は、以下の事項について、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理官に対し全モードを報告し、本省関係部局に対しては、各モードごとに報告するものとする。

(1) 上記3及び4に関し、関係事業者等からの報告のまとめ、自ら実施した総点検の結果及びこれらに対する所見

(2) 自主点検の実施事業者数を増加させるために地方支分部局が実施した方策の内容

(3) その他総点検の実施を通じて得た安全確保のための意見等

9 事業者からの報告の際は、今般の総点検に対する経営トップを含む幹部の取組状況についても報告させるものとする。

なお、事業者が自主点検を実施した結果、安全上の問題点等が判明し、事業者自ら改善することができた事例等がある場合には、当該事例等についても併せて報告させるものとする。

第6 その他

地方支分部局は、当期間以外でも各地方の輸送量等を勘案して総点検が必要と判断した場合には、当実施要綱を準用して実施できるものとする。

なお、実施に際してはあらかじめ本省関係局等と調整の上、その旨を総合政策局総務課交通安全対策室及び大臣官房危機管理官まで連絡するものとする。

自主点検表(バス)

事業所名: _____

点検実施日: _____

重点点検事項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
1. 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況(「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に係る点検事項)		※貸切バス事業者に限ります。	
(1)	新たに雇い入れるすべての運転者及び事故惹起運転者に適性診断を受診させ、実技訓練等の指導・監督を実施しているか。(該当者がいない場合、実施体制を構築済みであれば「○」、そうでなければ「×」を記載。)		
(2)	運転者に直近1年間に乗務していなかった車種区分の自動車を運転させる場合に、初任運転者と同様の指導・監督を実施しているか。(該当者がいない場合、実施体制を構築済みであれば「○」、そうでなければ「×」を記載。)		
(3)	夜間、長距離の運行等、乗務の途中に点呼が必要な場合に、確実に実施しているか。(該当の運行がない場合は「○」を記載)		
(4)	乗客の安全を確保するため、シートベルトを座席に埋没させないなど、乗客が常時着用することができる状態にしているか。		
(5)	車内放送、リーフレット等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認しているか。		
(6)	乗客等の安全・安心確保の観点から、運賃・料金制度を遵守しているか。		
2. 健康管理体制の状況			
(1)	定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断等を受けさせ、医師の判断により必要に応じて、所見に応じた検査を受診させるとともに、これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見を聴取しているか。		
(2)	医師からの意見等を勘案し、運転者について、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の就業上の措置を決定するとともに、当該運転者の健康状態を継続的に把握しているか。		
(3)	乗務前点呼において、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中止の判断目安等に従って、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定しているか。		
(4)	運転中に体調が急変し運行に悪影響を及ぼす場合に備え、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている判断目安により判断を行い、即座の運転中止、休憩の確保、運行管理者への報告等必要な措置を講じる必要があることを運転者に周知しているか。		
(5)	脳・心疾患や睡眠障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診させているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項としていることから、実施している又は検討中の場合は「○」、実施していない又は検討していない場合は「×」を記載。)		
3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況			
(1)	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容(特に長距離運転又は夜間運転の際の乗務時間)を遵守しているか。		
(2)	高速乗合バス及び貸切バス事業者において、交替運転者の配置基準を遵守しているか。		
(3)	適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。		
4. 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況			
(1)	飲酒運転を未然に防ぐため、アルコール検知器の使用を徹底し、厳正な点呼を実施しているか。		
(2)	運転者等に対して、飲酒運転防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
(3)	飲酒を習慣にしている人を把握し、翌日に業務がある場合の飲酒等について指導しているか。		
(4)	覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		

点 検 事 項		点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督及び車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況			
(1)	点呼の際、運転者の運転免許証の携行、有効期限の確認を確実に 行っているか。		
(2)	適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者 に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法 について指導を行っているか。		
(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指 導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。		
(6)	車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整 備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期 点検が実施されているか。また、自動車の点検整備等に関する社内 規程の内容について、整備管理者等への周知徹底が図られている か。		
4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・ 連絡・指示体制等の整備・構築状況			
(1)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応 措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築しているか。		
(2)	自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)において、連絡 通報体制、避難誘導体制が機能するよう、実践的な訓練を実施して いるか。		
(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象と なる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各 地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
(5)	貸切バス事業者においては損害賠償責任保険のてん補する額に制 限がない内容となっているか。		
5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のた めの取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ 発生を想定した訓練の実施状況			
(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回 が徹底して実施されているか。		
(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警 察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。		
(3)	乗客等の安全・安心確保のため、テロ発生時における通報・連絡・ 指示体制や、車内放送、貼り紙等による不審者・不審物発見時の協 力要請などのテロ防止の取組が実態に即した形で確立されている か。		
(4)	バスジャックを想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。		
6. 新型インフルエンザ等対策の実施状況			

様式1－1
(事業者用)

(1)	ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等呼びかけているか。		
(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。		
(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		

点 検 項 目	実施回数	備 考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入下さい。

自主点検表(バスターミナル)

事業所名: _____
 バスターミナル名: _____ 一般・専用
 点検実施日: _____

点検事項	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
3. バスターミナルの保守点検の実施状況		
(1) 保安設備の点検整備		
① 道路の出口付近における安全確認のための整備等の整備状況(信号機、反射鏡、見通し等の状況)		
② バスターミナル構内における車両の通行の安全確保のための設備等の整備状況(信号機、反射鏡、見通し等の状況)		
③ バスターミナル構内における歩行者の通行の安全確保のための設備等の整備状況(信号機、警報機、路側帯、横断歩道、非常口等の状況)		
④ 防火設備、消火器等器具の点検・整備状況		
⑤ 緊急時における防火体制等の整備状況		
(2) 混雑時における整理・誘導等の安全確保の状況(保安要員等の配置、案内放送、ターミナル構内における車両駐車状況等)		
(3) 建設中及び工事中における安全確保と安全対策の実施状況		
4. 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況		
(1) 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築しているか。		
(2) 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)において、連絡通報体制、避難誘導体制が機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(3) 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある通報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
5. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況		
(1) 警備要員等による巡回が徹底して実施されているか。		
(2) テロ発生時における対応措置(連絡通報体制、避難誘導等体制)が整備・構築しているか。		
(3) 場内放送や貼り紙により、テロ対策実施中であること及び不審者・不審物発見時の協力要請を実施しているか。		
(4) テロ発生を想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。		
6. 新型インフルエンザ等対策の実施状況		
(1) ポスター類の掲示、放送などにより、バスターミナル構内におけるマスク着用、咳エチケット等呼びかけているか。		
(2) 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。		
(3) インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		

点検項目	実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

注)「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入すること。

飲酒運転防止対策マニュアル

平成14年10月10日 策定

平成18年 1月20日 改定

平成23年 4月27日 改定

公益社団法人 日本バス協会

1. 飲酒運転防止対策の検討・推進体制の整備及び周知徹底方策

- ◎ 飲酒運転防止対策を多角的に検討・推進する委員会等を整備し、組織的な防止活動の展開を図る。
- ◎ 経営責任者等は、定期的に運行管理者に「マニュアル」の確実な実施について直接指導を行う。
- ◎ 担当役員等は、点検デー・確認デーを設置するなど積極的に現場に赴き、飲酒運転防止の重要性を指導するとともに、点呼状況の確認等を行う。
- ◎ 運行管理者は、「マニュアル」を確実に実施することとし、特に点呼を厳正に行うとともに、飲酒に係る生活指導を徹底する。

2. 職員・家族に対する積極的な指導・啓発活動の実施

- ◎ 道路交通法・道路運送法等関係法規や、飲酒による影響・弊害等を再認識させるための資料作成・研修等を積極的に行い、問題意識の共有を図るとともに職員に必要な対策等の提言を求める。
- ◎ 飲酒習慣や体質改善、勤務時間外の飲酒について、家族への協力要請を積極的に実施する。
- ◎ 飲酒による影響・弊害等を認識させるため、専門医療機関等との連携を強化する。
- ◎ 労働組合との協力体制を強化する。

3. 飲酒に関する規制の強化

- ◎ 出勤時に酒気帯びとなるような飲酒を禁止する。
 - ・ 勤務時間前8時間は飲酒を厳禁とする。
 - ・ 飲酒後8時間を経過すればアルコール血中濃度が必ず平常値に戻るものではないことの指導を徹底する。
 - ・ 行先地及び宿泊地における飲酒を禁止する。
 - ・ 同乗運転者及びバスガイドについても同様とし、相互にチェックを行うものとする。
 - ・ 事業用施設内での一切の飲酒を禁止する。
- ◎ 飲酒運転に対する懲戒処分を強化する。

4. 運転者の飲酒状況等に係る実態の把握

- ◎ 管理者による個別面談を定期的実施する。また、健康診断結果による肝機能の状況や風評等を積極的に活用し、運転者個々の飲酒実態を把握する。
- ◎ 運転記録証明書を実態把握に積極的に活用する。

- ◎ 飲酒傾向に問題がある運転者を管理者が把握した場合、直ちに乗務停止を行うとともに、専門医によるカウンセリング、治療等適切な処置を講じる。

5. 厳正な点呼及び飲酒チェックの実施

- ◎ アルコール検知器を営業所ごとに導入し、厳正な点呼に使用する。
- ◎ アルコール検知器が常時有効に保持されるよう、故障の有無を日常的に確認する。また、点呼簿に、アルコール検知器の測定結果及び酒気帯びの有無を記録し、1年間保存する。
- ◎ 出庫時(中休後の出庫も含む)・帰庫時の点呼を電話で行うことは許されず、夜間・早朝においても対面によるアルコール検知器を用いた点呼を確実に実施して飲酒の有無を確認する。
- ◎ 点呼内容を充実・強化する。
 - ・ 点呼執行者と運転者との物理的距離(起立位置・足型表示等)の見直しを行い、呼気確認の容易化を図る。
 - ・ 勤務前の「飲酒の有無・量・飲酒後経過時間・睡眠状況・体調等」を、運転者から自発的な報告が行われるよう徹底する。
- ◎ 点呼の執行体制を強化する。
 - ・ 配車掛等との連携体制を確立し、厳正な点呼を実施する。
 - ・ 管理者による立会い点呼を定期的実施する。
 - ・ 室内の照明等、適正な点呼執行場所を確保する。
- ◎ 酒気が残存する運転者に対しては、乗務禁止命令を厳正に行う。

6. 対面点呼が行えない場合の飲酒チェックの実施

- ◎ 路線バスが無人車庫等運行管理者による対面点呼を行えない場所から出発する場合にあっては、携帯テレビ電話等とアラーム付アルコール検知器を併用して警告音と目視による確認を行うなど、チェック漏れのないようにする。
- ◎ 貸切バスが行先地の宿泊場所等運行管理者による対面点呼を行えない場所から出発する場合にあっては、可能な限り前述の路線バスの手段によることとするが、それが実施出来ない場合は、宿泊ホテル、添乗員等に協力を要請し、アルコール検知器の使用を確認する等、チェック漏れのないようにする。
- ◎ 都市間高速バスについては、出庫時・帰庫時のほか、中間地点における運転者交代時等にアルコール検知器を用いて随時チェックを実施する。
- ◎ 管理者による抜き打ち添乗を定期的実施する。

車両火災発生等緊急時における 統一対応マニュアル

平成21年 8月 5日
社団法人日本バス協会

対応の基本

- ・乗客の安全確保を最優先とし、これに最善をつくす。
- ・冷静沈着に行動する。

I. 運転者の行動

1. 異常を感知したときは、ハザードランプを点灯させる。
※エンジンが停止してしまった場合には、その状態での惰行運転、降坂走行は、絶対にしない。
2. 他の交通に支障のないように直ちに停車する。
 - (1) 空き地または路肩に停車する。
 - (2) トンネル内で異常を感知したときは、可能な限りトンネルからの脱出を試み、不可能と判断したら直ちに停車する。
 - (3) トンネル内で停車するときは、道路幅員が狭いので、可能な限り左側に寄せる。
 - (4) エンジン、冷暖房を止める。なお、夜間、トンネル内は全灯火を点灯する。
3. 点検のため、バスの外に出るときは、
 - (1) 車線上には出ない。
 - (2) 夜間・トンネル内では、懐中電灯を自分に当てて存在を示す。
4. 点検のときは、
 - (1) 火災が発生しているかどうかを確認する。
 - (2) 故障の場合は、燃料・オイルが漏れていないか、その他電気系統の異常等による火災の恐れがないかどうかを点検する。

5. 4の点検の結果、火災または火災のおそれがあるときは、

5-1

- (1)直ちにメインスイッチを切る。その際、ドアの開放状態を確保するため、エアー抜き等必要な措置を講じる。
- (2)乗客の車外への脱出を優先することとし、停止表示器材(通称「三角停止表示板」)、発煙筒による後方防護及び輪止めをする。
- (3)乗客に冷静沈着に状況を説明し、運転者の指示に従うよう徹底する。
- (4)乗降口からの脱出を優先し、不可能な場合は、非常扉、窓からの脱出を指示する。
- (5)火災のときは、燃焼部位に近い乗客、その他のときは、脱出口に近い乗客から脱出させる。この場合、負傷者、障害者、高齢者、子供、女性を優先する。
- (6)肌の露出部分は、衣類等で覆うよう指示する。
- (7)非常口から脱出する場合は、後方防護等の安全確認を再度行うとともに、乗客の協力を求めて開始する。
- (8)窓から脱出するときは、ガラスの破片を取り払う。
- (9)負傷者、障害者、高齢者、子供、女性が、非常口、窓から脱出する際には、他の乗客の協力を要請する。

**※負傷者がいるときは、救出・救護を最優先とする。
応急処置の留意点は、【別紙参照】**

5-2

車外への脱出後は、

- (1)車内に残った乗客がいないか再確認をするとともに、乗客名簿等必要帳票類を持ち出す。
- (2)見通しの悪い場所や追突のおそれがある場所に停車したときは、ガードレールの外側など車線外に誘導する。
- (3)車線の横断はしない。止むを得ず行う場合は、安全を確認しながら一人毎に行う。
- (4)トンネル内では、最寄りの避難口を利用する。ただし、火災のときは、風上の避難口に誘導する。

乗客の安全を確保した後、状況に応じて初期消火に当たる。

5-3

車外(野外)での乗客の安全確保後、110番または119番へ通報する。

- (1)状況により乗客に通報を依頼する。
- (2)トンネル内、高速道路等で、近くに非常用電話があるときは、それによる通報を優先する。

6. 運行管理者に事故発生を報告する。

後方防護、負傷者の救護、乗客の誘導、警察(消防)への通報後に報告する。

7. 4の点検の結果、火災の恐れが無く(単なる故障等)、かつ、追突の恐れが無いときは、
車内待機とする。

※負傷者がいるときは、救出・救護を最優先とする。

応急処置の留意点は、【別紙参照】

7-1

(1)乗客に状況を説明し、運転者の指示に従うよう徹底する。

(2)後席の乗客は前席へ、車線側の乗客は路肩側へ移動させる。

(3)停止表示器材、発煙筒による後方防護を行う。

7-2

(1)必要に応じ110番または119番へ通報する。

(2)状況により乗客に通報を依頼する。

(3)トンネル内、高速道路等で、近くに非常用電話があるときは、それによる通報を優先する。

7-3

10分ごとを目安に状況を説明し、乗客の不安解消に努める。

8. 運行管理者に事故発生を報告する。

後方防護、負傷者の救護、警察(消防)への通報後に報告する。

II. 運行管理者及び運行事業者の行動

1. 運行管理者は、運転者からの第1報を受けたときは、
 - (1) 運転者が混乱しているときは、落ち着くよう指示する。
 - (2) また、運転者や乗客が動揺しないよう、落ち着いた指示を出す。
 - 事故の概要を把握する。
 - ① 発生時間、場所・負傷者の有無及び程度
 - ② 救急車の手配の有無
 - ③ 乗客の安全確保の状況
 - ④ 警察(消防)への通報の有無
 - ⑤ 道路状況、天候状況
 - 運転者への指示(再確認)
 - ① 負傷者がいれば救急車の手配等、人命救助を最優先させる。
 - ② 乗客の安全確保ができていない場合にはその実施
 - ③ 後方防護等2次災害の防止に努めさせる。
 - ④ 警察(消防)からの指示事項があればこれを伝える。
 - ⑤ 運転者との連絡方法を確認する。
2. 運行管理者は、上司及び本社へ報告する。
3. 運行管理者または運行事業者は、運輸(支)局及び共同運行会社等関係者へ連絡する。
4. 対策本部の設置
運行事業者は、次に該当する事故が発生したときは、対策本部を設置する。
 - (1) 車両火災が発生したとき。
 - (2) トンネル内事故が発生したとき。
 - (3) 事故の規模または社会的影響が大きい事故が発生したとき。
5. 運行事業者は、次の救援体制をとる。
 - (1) 現場付近のバス会社、共同運行会社等に救援車を依頼する。
 - (2) 状況により、付近に自社の後続車・対向車があれば、現場付近に待機させ、情報収集を指示する。
 - (3) 救援車の手配が整ったら現場に連絡する。
 - (4) 待機時間が長時間に及ぶ恐れがある場合には、
 - ① 食料、飲料等を確保する。
 - ② 休憩所・毛布、タオル等を手配する。
 - ③ 代替交通機関、宿泊施設等を手配する。

6. 運行事業者は、負傷者が発生した場合には、
 - (1)住所、氏名、連絡先等を確認する。
 - (2)搬送先、負傷の程度を確認し、家族等へ連絡する。

7. 乗客の連絡先及び携行品等の確認
 - (1)運行事業者は、乗客の連絡先を確認する。
 - (2)滅失、損傷した物品等を把握する。

平成12年 7月17日 制定

平成20年12月 2日 改定

バスジャック統一対応マニュアル

I. 車両における乗務員の対応

1. 対応の基本

次の三原則を基本とする。

- (1) 乗客の安全確保を最優先する。
- (2) 運行の安全確保に最善をつくる。
- (3) 乗客及び運行の安全を確保するため、原則として、犯人の要求に従って行動する。

2. 車外への連絡

バスジャックが発生した場合は、以下の手段を講じ車外へ知らせる。

- (1) 状況を判断した上で、犯人に気づかれないよう、非常用防犯灯等の緊急連絡装置を作動させる。

なお、緊急連絡装置を装備していない場合には、非常点滅表示灯（ハザードランプ）の点灯を継続し、併せてパッシングを繰り返す。

- (2) 無線、携帯電話等の通信機器が装備されており、その使用が可能な場合には、その機器により最寄りの営業所及び警察に連絡する。

営業所への連絡は、状況により、予め定めた暗号の使用等、犯人に気づかれない方法により行う。

3. 留意事項

- (1) 犯人への対応には次のような点に留意する。

- ア 犯人を刺激しないよう、できる限り慎重に対応する。
- イ 犯人の個人的な内部事情に立ち入る会話をしない。
- ウ 状況が許せば、子供、高齢者等を優先し乗客を解放するよう犯人に求める。
- エ 犯人について、人数、特徴並びに凶器の有無及び目的を把握する。
- オ 無謀な犯人逮捕等を行わず、警察の対応に対して、できる限りの協力を行う。

- (2) 乗客への対応には次のような点に留意する。

- ア 乗客数と特徴（性別、年齢等）をできる限り把握する。
- イ 乗客の健康状態、心理状況に配慮し、落ち着かせるため、状況が許せば乗客に呼びかける。

4. 予告情報への対応

- (1) 運行中に、本社（営業所）又は警察から、予告情報に対する対応を要請された場合には、乗客及び運行の安全を確保するため、直ちにその指示に従う。
- (2) 予告の具体性によって乗客に協力を求める必要がある場合には、警察又は本社（営業所）の指示により、過大な不安を与えることが無いよう配慮しつつ、乗客に対し事実を伝え、協力を求める。

II. 事業者の対応

1. 発生時の連絡・報告

- (1) 被害車両や他の車両等警察以外から発生情報を入手した場合は、警察への連絡を最優先し、その指示に従う。その際、連絡の重複、情報の真偽は問わない。
- (2) 運輸局等関係当局に対しても、速やかに発生情報を連絡し、指示に従う。その際、連絡の重複、情報の真偽は問わない。
- (3) 社内の連絡・報告は、本社への連絡・報告を最優先し、各社が定めた緊急連絡網により行う。
 - ア 本社報告責任者は最高責任者への報告を最優先する。なお、本社報告責任者が不在の場合は予め定めた代務者がこれを行う。
 - イ 本社が勤務時間外の場合は、本社報告責任者又はその代務者の予め指定された連絡先に連絡し、報告する。
- (4) 連絡・報告は、次の事項について簡単、明瞭かつ迅速に行う。

「いつ、どこで、どこ発どこ行きのバスが、乗客何人を乗せ、何が起こったか」
- (5) 被害車両その他運行中の車両に対応を求める必要がある場合には、乗客及び運行の安全を確保するため、乗務員に対してその旨の連絡を行う。
- (6) 共同運行会社や地域事業者等の関係者に対し、地方バス協会と連携して必要な情報を伝達する。

2. 対策本部の設置等

- (1) 本社は、バスジャックの発生情報を受けた場合は、直ちに、各社が定めた設置要領に基づき、対策本部を設置する。
- (2) 対策本部は、各社が定めた動員体制に基づき、社員を招集する。

事件の進捗状況によっては親会社（親会社がある場合）及び地方バス協会へ応援を要請する。
- (3) 対策本部における総務、広報、現場支援、補給、被害者対策等の各部署は、各社が

定めた業務処理要領に基づき、業務を行う。

特に、警察、消防、運輸局等関係機関に対する対応及び被害者等への対応は、予め定めた責任者が一元的に行う。

(4) 被害者等への対応は、次の原則を基本とする。

- ア できる限り、家族等への情報提供を充実する。
- イ 支援措置に最善を尽くす。
- ウ 誠心誠意、被害者等への対応を行う。

3. 予告情報への対応

予告情報を入手した場合は、上記 **1. 発生時の連絡・報告** に準じ、速やかに連絡・報告を行い、警察、運輸局等関係当局の指示に従う。

4. その他（平時）の対策

- (1) 警察と連携し、事件発生を想定した実戦的な訓練を年1回以上実施する。
- (2) 関係当局からの指示や関係者への情報の伝達などに速やかに対応できるよう、地域事業者間や共同運行会社及び関係機関等との相互における夜間・休日の連絡体制も含めた緊急連絡体制を整備しておく。
- (3) 早期解決を図るために、次に掲げる機器等の装備に努める。
 - ア 車外の歩行者・一般車両等に対し、警察への通報等を求めるための非常用防犯灯
 - イ GPSの活用等により、被害車両の位置を会社で把握できる通信機器
 - ウ 映像又は音声により、被害車両の車内状況を会社で把握できる通信機器なお、これら装置を装備する場合には、運転者が犯人に気づかれないように行動できるよう、通報ボタンの取り付け位置等に配慮する。
- (4) 未然防止を図るため、アクリル板の設置等、2階建てバスを中心に運転者に対する犯人からの直接的な被害を防ぐための措置を講じるよう努める。

「バスジャック統一対応マニュアル」遂行上の配慮事項

バスジャック統一対応マニュアルに示す事業者等の対応に係る部分については、下記事項に配慮し、対策を講じる。

記

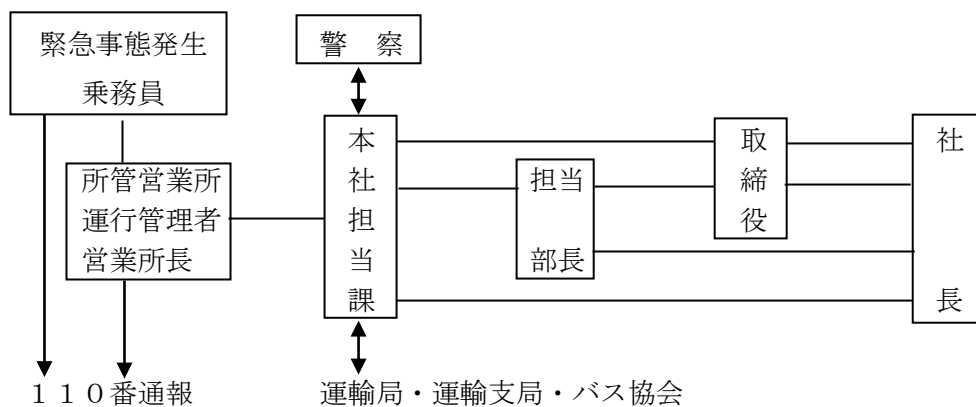
1. 緊急連絡網の整備

(1) 社内緊急連絡網

ア. 各事業者が実情に合わせ、社内の連絡・報告網を定める。

イ. 最高責任者への報告を最優先する。

(例)



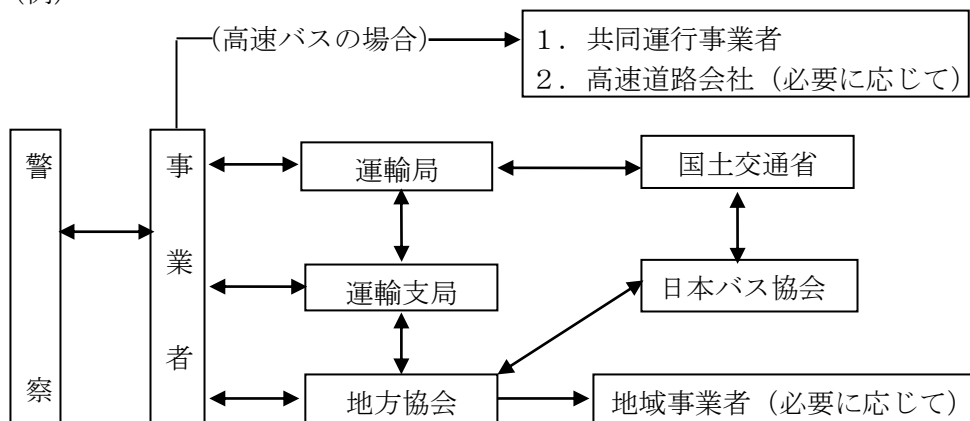
(2) 関係者への緊急連絡網の整備

夜間・休日も含めた運輸局、運輸支局、バス協会、地域のバス事業者及び共同運行会社への緊急連絡に対応できるよう、緊急連絡網を整備する。

ア. 一般路線バス事業者及び貸切バス事業者は、地方バス協会、警察本部、運輸局、運輸支局と共有する。

イ. 高速バス（空港連絡バスを含む。）については、高速道路会社を加える。

(例)



2. 応援体制の整備

(1) 地方バス協会

- ア. 地方バス協会は、傘下事業者には非常事態が発生した場合の連絡・応援体制を定める。
- イ. 事業者が多い地方バス協会にあっては、必要に応じて、ブロック別体制を定める。

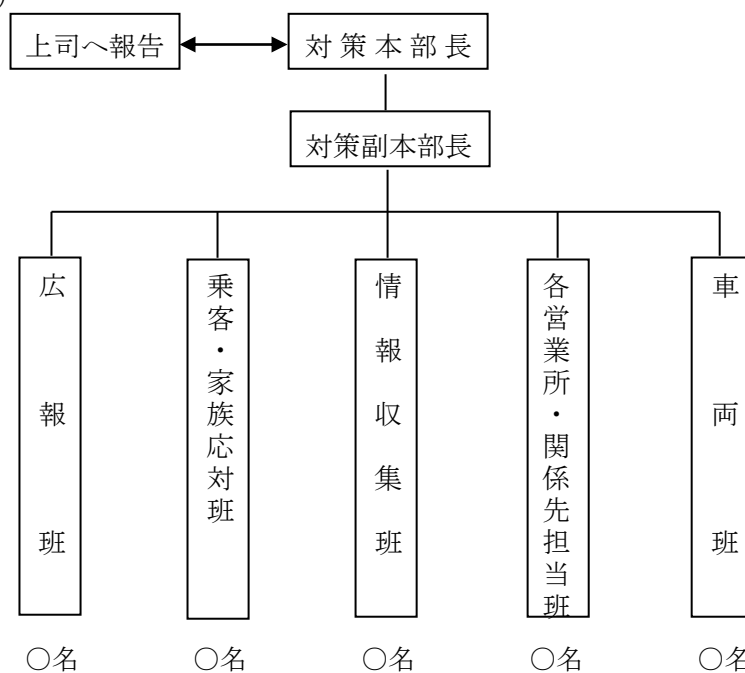
(2) グループ会社

- ア. グループ会社は、親会社を中心に非常事態が発生した場合の連絡及び応援体制を定める。
- イ. その他、グループ会社の実情に応じて必要な事項を定める。

3. 対策本部設置要領

緊急事態発生の際は、各事業者が実情に合わせ、対策本部を設置する。

(例)



広報班

- ◎ 重要な情報を整理して、対策本部長と連絡を密にし、広報課と調整を行う。
- ◎ 報道機関への連絡、途中経過の発表のタイミングの検討や発表の準備を行う。
- ◎ 報道機関全般を担当する。

乗客・家族対応班

- ◎ 情報収集班、各営業所・関係先担当班との連絡を密にして、乗客や家族の情報収集に努める。
- ◎ いつでも、どこでも出動できるよう、人と車を手配する。その際、必要な経費を用意する。
- ◎ 現地では警察署、消防署との連絡を密にし、対策本部への報告や連絡、調整を行う。
- ◎ 負傷者があれば病院に急行して負傷者の状況把握や窓口になりお世話に努める。
また、必要によっては、早めにそれぞれの該当場所付近に出動命令を出して近くに待機させる。
- ◎ ご家族の方への状況報告を速やかに行うとともに、対策本部に直ちに報告する。

情報収集班

- ◎ 乗客・家族対応班や各営業所・関係先担当班との連絡を密にして、入手した情報を手際よく整理する。
- ◎ 特にお客様の氏名、年齢、家族への連絡先等の情報は、個人情報の保護に留意しつつ、別紙にわかり易く整理する。
- ◎ 現場近くの警察署、消防署、搬送された病院の電話番号などを整理する。

各営業所・関係先担当班

- ◎ 事件発生営業所をはじめ各営業所に入手した情報を知らせ、状況に応じて現地対策班の設置を指示する。
- ◎ 各営業所に対して、家族からの問い合わせや情報は細大漏らさず報告するよう指示するとともに、当該情報等については遅滞なく乗客・家族対応班、情報収集班に連絡する。
- ◎ 運輸局、バス協会等と連絡を密にして、グループ会社、共同運行会社及び地域のバス事業者等、関係事業者には注意喚起情報の伝達等必要な連絡を行う。

車両班

- ◎ 情報に基づいて、当該車両の図面、同型式車両の所在営業所を把握する。
- ◎ 状況に応じて、バスメーカー、ボディメーカー等に応援を要請する。

(動員体制の例)

営業所	営業課	運転課	整備課	広報課	総務課
所 長	課 長	課 長	課 長	課 長	課 長
整 備 長	係 長	係 長	係 長	係 長	係 長
助 役	以下〇〇名	以下全 員	以下〇〇名	以下全 員	以下〇〇名
以下〇〇名					

4. 定期的な訓練の実施

- ア. 警察と連携し、実戦的な訓練を毎年一回以上行う。
- イ. 上記訓練は、警察・運輸局等と連携のもと、地方バス協会等の主導によって実施するほか、可能であれば各事業者ごとに行うことが望ましい。

5. 緊急連絡手段等の整備

(1) 速やかにとるべき措置

- ア. バス車両には次の設備のうち一つを装備する。(優先順位は高速、路線、貸切。)
 - ◎ 非常事態発生を知らせる防犯灯（車両の後面に装備）
 - ◎ SOS等、文字による非常事態発生の表示灯（車両の後面に装備）
 - ◎ 非常点滅表示灯の点滅回数を増加させる装置（ただし、当該装置については、車両代替等の機会を捉えて上記防犯灯又は非常事態発生表示灯に替えるほか、可能な限り早期の交換に努める。）
- イ. 各事業者は、自社が装備した緊急連絡手段について、ホームページに掲載するとともにバスターミナルや主要乗降所等に掲示するなど、広く国民の協力を求める。

ウ．バスロケーションシステムやGPS等を利用した高度な運行管理システムを導入する場合には、同システムに緊急連絡機能を組み込む。

(2) 優先してとるべき措置

高速バスを中心に、積極的に次の緊急連絡設備等の装備に努める。

ア．防犯カメラの設置

カメラを設置している旨を表示するとともに、社内規定を設けて、情報取り扱い者を指定するなど、乗客のプライバシー保護に充分配慮する。

イ．非常事態発生時の車内状況を映像又は音声により送信できる装置

ウ．GPS等を利用した非常事態発生時の位置情報を送信できる装置

エ．アクリル板の設置等、2階建てバスを中心に、運転者に対する犯人からの直接的な危害を防ぐための措置

6．事件に遭遇した運転者に対する措置

身体及び精神面でのダメージを癒すため、専門医による十分なケアを行う。